



ガスもれの対処後は

注意 ⊘	ガスもれ対処前に機器の復旧操作を行わないでください。ガスもれ状況の把握が困難になります。 また、あわてて復旧操作をすると表示状態の再確認ができなくなり、現場調査に支障をきたすおそれがあります。
----------------	---

ガスもれの対処後は、本機や付属設備を正常な監視状態に復旧してください。

ガスもれ対処後の本機の復旧操作

ガスもれ検知器が復旧すると、自動的に監視状態に戻ります。

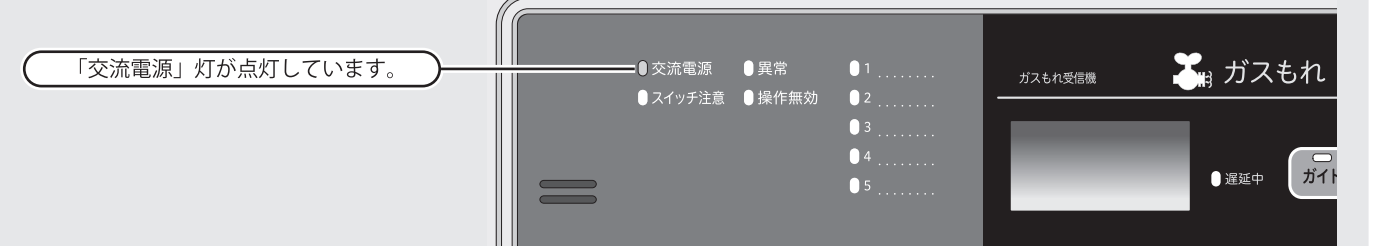
本機が正常な監視状態であることを確認します。

平常時の監視状態

警告 !	本機が正常な監視状態にあるか、日頃から確認してください。 正常な監視状態にない場合は、ガスもれ時に正しく動作しません。
警告 ⊘	平常の監視時に、保守音響停止には絶対に設定しないでください。 音響停止に設定すると、ガスもれ時に警報音が出ないため、避難が遅れるおそれがあります。

正常な監視状態の確認

平常時は、本機が以下の状態であることを確認してください。また、停電時に備えて、予備電源が接続されていることも確認してください。



注意 !	「スイッチ注意」灯が消灯していることを確認してください。 「スイッチ注意」灯が点滅している場合、いずれかのスイッチ灯が点灯しています。 点灯しているスイッチを確認し、スイッチを押して消灯させてください。スイッチを元に戻さないと、緊急時に正常に機能しない場合があります。
----------------	--

日時設定

本機の日時設定の方法について説明します。

1 「メニュー(保守)」スイッチを押して、メニュー画面を開きます。

2 「△(上)」「▽(下)」スイッチを押して、[4.日時設定]を選択し、「設定/確認」スイッチを押します。

3 「△(上)」「▽(下)」「◀(左)」「▶(右)」スイッチを押して、日時を設定します。

4 「実行」スイッチを押します。日時設定が更新されます。

5 「戻る」スイッチを押し、日時設定を終了します。

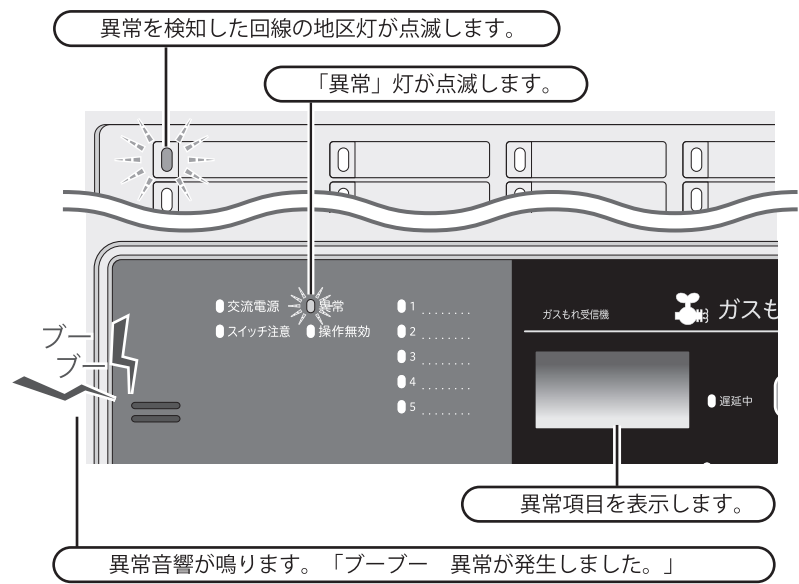
メニュー 00:00
4. 日時設定
5. 履歴
6. 詳細メニュー

日時設定
2024/04/04 12:00

異常警報を発したら

本機には、ガスもれ検知器配線や電源、ヒューズなどの状態を常時監視し、それらの故障を自動的に検出して警報する自己診断機能を備えています。故障を検出した際には、異常灯、地区灯、異常の内容を知らせる表示がそれぞれ点滅または点灯し、本機の異常音響が鳴ります。

※ LCD画面に異常項目を表示し、「異常」灯が点滅します。図は、ガスもれ回線で断線が発生した場合の状態を示しています。



本機の動作と操作

- 1** 本機の表示を見て、異常警報の内容を確認します。
 - 「設定/確認」スイッチを押すと異常一覧の1つめにカーソルが選択されます。
 - 異常が複数ある場合は、「△(上)」「▽(下)」スイッチを押して、カーソルを移動します。
 - 詳細確認が可能な異常は、項目の右側に「▶」が表示されます。カーソル選択を行い、「設定/確認」スイッチを押して詳細確認できます。
- 2** 異常警報状態を確認したら、保守点検契約先に連絡します。
異常内容と発生状況を伝えてください。

連絡先メモ

Point
異常項目をカーソル選択中に「ガイド」スイッチを押すと異常内容を確認できます。

Caution
ガスもれが発生した場合、ガスもれ警報状態の表示や音響を優先して表示します。
また、ガスもれが復旧すると、異常警報状態に戻ります。

異常音響を停止するには

「この機器の音を止める」スイッチを押します。
異常音響が停止します。ただし、一度異常音響を停止しても、ほかの異常信号を受信すると、再度異常音響が鳴ります。

保守点検について

定期点検のきまり

ガスもれ火災警報設備は、非常時に正しく動作させるために、定期的な保守点検が必要です。消防法では、防火対象物の関係者（建物の所有者、管理者または占有者）に対して、定期的な保守点検の実施およびその結果を報告するように定めています。

警告 !	連動している設備の内容を十分に確認して操作してください。不用意な操作は機器類に損害を与え、人に危害を与えるおそれがあります。	注意 !	定期交換が必要な部品は、指定期間で交換してください。指定期間で交換しない場合、正常に機能しなくなります。
警告 ⊘	有資格者以外の人、本機や付属設備などの分解や修理をしないでください。故障の原因になります。		保守点検の結果は、維持台帳に記録して保管し、期間ごとに所轄の消防署に報告しなければなりません。期間については、下記の『結果報告について』を参照してください。

定期点検について

定期点検の種類	定期点検の期間
機器点検	6か月
総合点検	1年

結果報告について

防火対象物の種類	報告期間
特定防火対象物	1年に1回
特定防火対象物以外のもの	3年に1回

NOHMI

能美防災株式会社

本社／〒102-8277 東京都千代田区九段南4-7-3 TEL. (03) 3265-0211 (代)
URL <https://www.nohmi.co.jp/>

- 本ガイドの内容は、改善のため事前連絡なしに変更する場合があります。
- 本ガイドに記載されたデータの使用に起因する第三者の特許権およびその他の権利の侵害については、当社はその責を負いません。
- 無断転載を禁じます。
- 落丁、乱丁本は、お取り替えいたします。